

あんしん
～安心して 暮らしていくために～

けんり まも あなたの権利を守る

せいねんこうけんせいど 成年後見制度



せいかつ
生活のいろいろなことについて じぶん き
自分で決めることを じこけってい
自己決定といいます

こうけんにな じこけってい だいじ
後見人は 自己決定を大事にしながら けんり まも
あなたの権利を守ります

▶ こうけんにん
後見人がやること



- 1 財産管理 : あなたの貯金や家・土地などの財産を守る
- 2 身上監護 : 福祉サービスなどの契約をして安心して生活できるようにする

▶ こんな不安がありませんか？



かね かんり
お金の管理がむずかしい・・・
だれか代わりにやってくれないかな

⇒あなたのかわりに貯金を管理して安全に守ります



ふくし りよう
福祉サービスを利用するのに
ひとりで契約するのは自信がない

⇒あなたの契約をお手伝いします



けいたい けいやく
あ～ また携帯を契約しちゃった
これで5台目 どうしよう…



⇒よくわからずに
契約してしまったことを
取り消しできることもあります

▶ りよう
利用するにはお金がかかります

こうけんにん き
①後見人が決まるまで

しよるい かね
⇒書類をつくるのにお金がかかります

こうけんにん き
②後見人が決まってから

ひと しはら かね
⇒人によって支払うお金はちがいます

※財産が少なければ、お金がかからないこともあります

くわしいことは いつも相談している人に 聞いてみましょう

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害など、判断能力が不十分な方の権利を擁護し支援するための民法上の制度です。成年後見制度は、判断能力が不十分な人が利用する法定後見制度と、判断能力があるうちにあらかじめ将来のことを決めておく任意後見制度の2つの種類がありますが、そのうち、法定後見制度は本人の判断能力の程度によって3類型（後見・保佐・補助）に分かれています。類型に応じて、成年後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」）が選任されます。後見人等は、本人の意思を尊重し心身の状態や生活の状況に配慮しながら、財産管理や身上監護についての契約や手続きを代理・同意・取消しなどの方法で支援します。

代 理 権・・・	財産管理や契約などの法律行為を後見人等が代理して行う権利
同 意 権・・・	本人が行う法律行為を同意することにより完全に効力を生じさせる権利
取 消 権・・・	本人が後見人等の同意を得ないで行った不利益な行為を後から取消す権利

○保佐・補助の類型については、代理権・同意権・取消権の範囲がそれぞれ異なります。

後見人等の役割と後見人ができないこと

<後見人等の役割>

財産管理

- 通帳や権利証などの保管
- 収支の管理
- 重要な財産の管理
- 金融機関との取引
- 年金や賃料等収入の受領

<後見人等の役割>

身上監護

- 本人の住居に関すること
- 医療の契約などに関する
こと
- 介護の契約に関する
こと
- 施設入退所に関する
こと

<後見人等ができないこと> (やらないこと)

- 本人に代わって、婚姻・離婚
養子縁組を決めること
- 身元保証人
- 医療行為の同意
- 掃除・洗濯、介護や看護

申立て

- この制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てする必要があります。
- 申立ては、本人以外に、配偶者や4親等内の親族、市町村長、検察官が申し立てることができます。

後見制度の利用にかかる費用

- 申立てにかかる費用（原則として申立人が負担します）
 - ・・・申立てにかかる印紙や切手など（1万円弱）の他、医師の診断書に費用がかかります。
 - また精神鑑定が必要な場合、プラス5万～10万円ほどかかります。
- 後見人等が選任されてから（本人が負担します）
 - ・・・後見人等への報酬がかかります。
 - 本人の資産等の状況を見て、家庭裁判所が報酬の有無と額を決めます。



『成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律』が成立したことにより、成年後見制度を利用する人の人権尊重に向けて、欠格条項が廃止されました。これまで国家公務員や弁護士などの資格が一律に失われていたものが、それぞれの法律に基づき、資格保有がふさわしいかどうか、個別に審査されます。



そうだん
相談はこちら

せいねんこうけんせいど
成年後見制度のくわしいことは いつも相談している人に 聞いてみましょう

そうだん
相談するところは・・・

しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうしょ ちいきほうかつしえん しちょうそん そうだんまどぐち しゃかいふくしきょうぎかい
障害者相談支援事業所 地域包括支援センター 市町村の相談窓口 社会福祉協議会などです

れんらくさき した なか か
連絡先を 下のわくの中に 書いておきましょう



しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうしょ 障害者相談支援事業所 ちいきほうかつしえん 地域包括支援センターなど	
しちょうそん まどぐち 市町村の窓口	
しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	

※支援者の方は、上記に相談機関名、電話番号などを本人にお伝えしてメモして
もらうか、上記に記載の上、ご本人にお渡しください。

せいねんこうけんすいしん
かながわ成年後見推進センター

☎0 4 5 - 3 1 1 - 8 8 7 3

へいじつ じ じ ひら
平日の9時から5時まで 開いています

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター8階

(福) 神奈川県社会福祉協議会 かながわ成年後見推進センター

電話045-311-8873 ファックス045-314-3472 | <http://www.knsyk.jp/s/seinenkouken/soudan.html>